

おいなんよ！あなんTOWN **令和7年度版 支援制度一覧**

(令和7年4月1日現在)

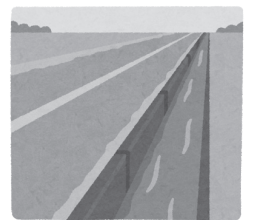
補助金や助成金など町の支援制度をご紹介します。

詳しくは、担当課（係）に直接お問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

町では、険しい地形的条件に加え少子高齢化が進む中、農業や生活を守るため、生産基盤や生活環境基盤の整備・復旧、水道・下水道整備を目的とした各種事業を実施しています。

生産・生活基盤整備事業補助金

(ア) 単独災害復旧事業	補助率	個人負担率
田・畑	98%	2%
井 水	95%	5%
(イ) 宅地災害復旧事業	90%	10%
(ウ) 用水路整備事業	95%	5%
(エ) ため池整備事業	95%	5%
(オ) 道路整備事業	90%	10%
(カ) 区画整理、暗渠排水等	95%	5%



※補助限度額があるものもあります。

詳しくは11ページ、V-iv生活基盤の欄をご覧ください。

水道施設整備補助金



(ア) 町営水道給水管布設事業

水道新規加入者の水道本管から量水器までの工事費用の80%を補助します。

20%をご負担いただきます。

(イ) 小規模水道工事等事業

町営水道の給水区域外で、井戸など自家用水道の工事費用の90%を補助します。

10%をご負担いただきます。（宅内の工事は除きます。）

※詳しくは11ページ、V-ii上下水道の欄をご覧ください。

下水道施設整備補助金



下水道新規加入者の自然流下による下水道本管から公共マスまでの工事費用の80%を補助します。20%をご負担いただきます。

※詳しくは11ページ、V-ii上下水道の欄をご覧ください。

I 暮らし・コミュニティ・交通

I - i 暮らし・移住定住

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
U I J ターン 就業・創業支援	三大都市圏から町内に移住し、県が認定した事業に就職した方	①世帯：100万円 ②単身： 60万円	総務課 企画財政係
空き家利用促進	空き家の所有者	補助対象費の1/2以内 （上限 改修 100万円 解体 50万円）	
かえっておいな いよ奨励金	町出身者でUターンし、町内に住所を有し、町内外の事業所へ就職又は起業した方（6月以上）	50歳未満のUターン者 12万円	振興課 商工観光係
就労祝い金	新卒者で町内に住所を有し、町内外の事業者に常用労働者として6月以上雇用された方	20万円	
住宅リフォーム 補助	①個人住宅の増築・改築等の希望者 ②工事費が20万円（消費税を含む）以上のリフォーム	補助対象経費の2/10 （上限20万円）	建設環境課 環境水道係
住宅新築補助	65歳未満で、町内への住宅の新築希望者	①新築100万円（地元業者施工の場合は150万円） ②土地取得費用の1/2 （上限100万円）	

I - ii コミュニティとまちづくり

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
集会施設等整備 支援	集会施設等 （改修資材等の原材料支給可）	補助対象費の8/10以内 （上限 新築700万円 改築200万円 改修100万円）	総務課 企画財政係
まちづくり事業	町内在住者で組織する地域づくり団体等	補助対象費の7/10以内 （3年間で100万円上限）	
協働のまちづくり活動	集落区や複数の集落	補助対象費の7/10以内 （上限30万円/年、3年間継続可）	

I - iii 交通

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
タクシー券交付	町内移動又は町内からJ R 温田駅もしくは門島駅への移動にタクシーを利用する方	タクシー券購入費用の8/10	総務課 企画財政係
運転免許返納者 対策	運転免許証を返納した方	南部公共バス・町民バスの利用料無料	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
消防団員準中型自動車免許取得費補助	阿南町消防団員（普通自動車免許を所持している方であって、準中型免許を必要とする方）	①普通自動車免許を所持している方であって、準中型以上の免許の取得に係る経費（上限15万円） ②普通自動車免許（オートマチック限定免許）を所持している方であって、準中型以上の免許の取得に係る経費（上限17万円）	総務課 危機管理 防災係
住宅・建築物耐震改修促進	①建築物の耐震補強等を希望する住宅の所有者 ②耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅であること	①既存木造住宅耐震補強：対象経費の1/2以内（上限100万円） ②耐震シェルター等設置：対象経費の1/2以内（上限20万円）	建設環境課 環境水道係

V - vi 交通安全・防犯

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
特殊詐欺等被害防止対策機器購入	65歳以上の方	迷惑通話の内容を自動的に録音する電話機及び電話機に接続して用いる機械購入費の2/3（上限5,000円）	建設環境課 環境水道係

問合せ先一覧（電話番号）

総務課	民生課	住民税務課	振興課	建設環境課	教育委員会
22-2141	22-4051	22-4052	22-4055	22-4053	22-2270

V-iv 生活基盤

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
生産・生活基盤整備	①災害で被災した農地、井水等の復旧希望者 ②農地の区画整理、暗渠排水等の工事希望者 ③農道、農業用作業道整備（幅員1.5m以上） ④畜舎及び付帯施設の新改築事業 ⑤農家が災害に備えるための防災設備	①田畑98％、井水95％、用水路95％、ため池95％ ②95％ ③95％ ④1件50万円以上（除消費税）の50％以内（上限50万円） ⑤発電機1件100万円以上（除消費税）の1/3以内（上限100万円）	振興課 農政係
	①災害で被災した宅地等の復旧希望者 ②私道の舗装、排水等の工事希望者 ③地下からの不明水、浸透水等の湧水に対し、処理工事（暗渠排水）をする場合。	①宅地90％（上限100万円） ※管理された宅地の場合は事業費の50％（上限100万円） ※町内に住所が無い方は、事業費の50％以内（上限30万円） ②事業費の90％ ③事業費の50％（上限30万円）	建設環境課 建設林務係
地元施工工事補助	小規模の農道・水路・町道・林道の改修や修繕を行う区、管理組合	小規模の農道・水路・町道・林道の改修や修繕を行うためのコンクリートや黒パイプなどの原材料支給及び重機やトラックなどの借上料に対して予算の範囲内で補助する。	振興課 農政係 建設環境課 建設林務係

V-v 防災

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
自主防災組織施設整備	自主防災組織	防災の資機材整備事業費の3/4以内（上限30万円）	総務課 危機管理 防災係
飲料水タンク設置補助	町内に住所を有する個人で、自らが所有する建物等に飲料水タンクの設置を行おうとする方又は建築物の所有者の同意を得た占有者	40ℓ以上の飲料水タンクの設置 ①雨水貯留施設（タンク）を併せて設置する場合：設置費の8割（上限80万円） ②単体で設置する場合：設置費の7割（上限70万円）	

II 子育て・教育・文化

II-i 子育て

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
結婚祝金 ※	町に居住及び住所を有する夫婦	1組10万円	住民税務課 住民係
出産祝金 ※	出産時に町に居住及び住所を有する父母で、親子ともに住所を有して同居し、子の養育及び監護を行う父母	1子につき20万円	
チャイルドシート購入補助 ※	町に居住及び住所を有する6歳未満の子どもの保護者	チャイルドシート購入費（上限3万円/件）	教育委員会 子ども教育係
卒業祝金	中学校を卒業する生徒の保護者	生徒一人当たり5万円（商品券）	
青少年健全育成	各地区子ども会育成会	定額（毎年度）	教育委員会 社会教育係

※ 町に永住意思のある方

II-ii 学校教育

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
特色ある学校づくり	町内小中学校 6校	定額（毎年度）	教育委員会 子ども教育係
高校通学等補助	バス・電車を利用して通学、下宿アパートを利用している町内の高校生	補助対象費の4/10以内	
修学資金利子補給金	教育ローンや奨学金を利用している方	指定金融機関からの借入基準額の利子相当分	

II-iii 社会教育・スポーツ・文化

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
社会教育活動	①公民館 ②社会教育団体 ③文化財保存団体 ④少年少女スポーツ団体	定額（毎年度） ④の上限額：75,000円	教育委員会 社会教育係

Ⅲ 医療・福祉・健康

Ⅲ- i 医療

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
めばえ支援	1年以上住所を有し、医師から不妊症と診断され不妊治療を行っている方	不妊治療に係る保険診療適用外の検査費及び診療費の1/2以内（上限15万円）	民生課 健康支援係
医療技術者等確保対策奨学金返還	町内医療機関・福祉施設に医療技術者として勤務し、奨学金返還を行っている40歳未満の方	奨学金返還月額的全額（上限15,000円/月） ※町外者は、50%（上限7,500円/月）	
医学生・看護師等修学資金貸与	将来、町内の医療機関に医師、看護師等として従事しようとする方	医師：月額20万円以内 看護師等：月額5万円以内	
妊婦のための支援給付（旧出産・子育て応援給付金）	妊婦対象 ①経済的支援 ②相談支援事業	1回目：5万円（妊娠届出後） 2回目：5万円×胎児の数（出産予定日の8週間前の日以降） ※流産・死産・人工妊娠中絶も対象	
高齢者インフルエンザ予防接種	65歳以上の方又は60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器に病気のある方	個人負担1,000円	
高齢者肺炎球菌予防接種	未接種の方で、接種日に満65歳以上の方又は60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器に病気のある方 ※66歳以上の方も令和9年3月31日までは対象となります。	個人負担1,500円 ※1回限り	
带状疱疹予防接種	①任意接種 ・50歳以上の方 ②定期接種 ・65歳以上で一定の年齢の方 65歳・70歳・75歳・80歳 85歳・90歳・95歳・100歳 ※100歳以上の方は今年度に限り ・60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・若しくは呼吸器に病気のある方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方	接種費用の8割 ①生ワクチン（乾燥弱毒性生水痘ワクチン）：1回 ②不活化ワクチン（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）：2回（2回目は1回目の接種から原則2か月後、遅くとも6か月後までに接種する） ※①②いずれか、所定回数限り	
おたふくかぜ予防接種	1歳以上7歳未満	接種費用の半額	
児童インフルエンザ予防接種	1歳から15歳まで	個人負担 1回目 2,500円 2回目 1,500円	

Ⅴ 環境・防災・安全

Ⅴ- i 環境保護・保全

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
雨水貯留施設設置	雨水貯留施設の設置希望者 ①建築物の雨どい等に接続し、架台等で固定されていること ②貯留槽の容量が100ℓ以上かつ「15ℓ×世帯人数×3日」を超えること ※タンク単体のみの購入は対象外	補助対象経費の1/2 ①100ℓ～500ℓ未満（上限25,000円） ②500ℓ以上（上限5万円） ※1敷地内の上限10万円	建設環境課 環境水道係
生ごみ処理機購入	①生ごみ処理機の購入希望者 ②購入金額が3万円（消費税除く）以上の機種	購入費の1/3（上限2万円）	

Ⅴ- ii 上下水道

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
水道施設整備	①水道新規加入者で、本管から量水器までの新設工事希望者 ②水道加入者で、増圧ポンプの設置希望者 ③水道給水区域外に居住する住宅及び住所を有し、永住の意思がある方で、井戸等の給水施設工事希望者	①、②工事費用の8/10以内 ③工事費用の9/10以内	建設環境課 環境水道係
下水道施設整備	農集排新規加入者で、本管から公共マスまでの新設工事希望者	工事費用の8/10以内	
合併処理浄化槽等設置整備	①農集排区域外の方で、合併処理浄化槽等の設置希望者 ②合併処理浄化槽を設置し、主に居住を目的とした住宅で5～10人槽以下の合併処理浄化槽の管理者	①5人槽 342,000円 7人槽 414,000円 8人槽以上の二世帯住宅 537,000円 ②補助対象経費の2/3 ア使用開始から2年を経過している送風機の更新(上限3万円) イ更新設置から2年を経過している送風機の更新(上限3万円) ウ送風機修繕等（上限1万円）	

Ⅴ- iii エネルギー

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
太陽光発電システム設置	①自宅の屋根等に10キロワット未満の太陽光発電システム設置希望者 ②自己の所有する太陽光発電システムで発電した電気を蓄電し、ZEHの対象蓄電池を設置するもの	①発電能力1キロワット当たり5万円（上限12万円） ②システムに要した経費の1/3（上限30万円）	建設環境課 環境水道係
太陽熱温水器設置	太陽熱温水器の設置希望者	設置費の1/3（上限5万円）	

IV-iv 商業・工業

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
がんばる企業応援	町内で5年以上操業を続ける製造業を営む企業	工場の増改築等を行う場合に要する経費の1/2以内（上限1,000万円）	振興課 商工観光係
商工会経営改善普及事業	阿南町商工会	商工会の小規模支援事業職員設置費等に対する補助	
商工会自主事業	阿南町商工会	商工会の自主的事業に対する補助（支部活動・イベント・健診・厚生事業等）	
商店街街路灯維持	阿南町商工会新野及び富草支部、早稲田商栄会	街路灯電気料の1/2	
商工業機械備品リフレッシュ	町内で営業している商工業を営む方で機械備品の更新等をする方	機械備品の導入費用10万円以上の6/10以内（上限30万円）	
商店等リフレッシュ	町内で営業している商工業を営む方で店舗リフレッシュ工事及びリフレッシュに伴う広告宣伝費	事業費10万円以上（除消費税）の6/10以内（上限30万円）	
創業支援資金利子補給	長野県中小企業融資制度に定める創業支援向け融資を受けた方	金融機関に支払った利子分	
県中小企業融資制度資金保証料助成	町内で商工業を営む方	融資に対する保証料助成	
商工業用店舗工場新改築	店舗や工場を新・改築するため1,000万円以上の資金を借り入れた、町内で商工業を営む方	借入金額の1/10以内（上限100万円）	
来客用駐車場等整備	来客用の駐車場を整備した、町内で商工業を営む方	事業費7/10以内（上限100万円）	
中小企業退職金制度加入促進	制度に加入している事業主の方	雇用した方1人当たり、1か月1,000円を補助（3年間まで）	
雇用奨励金	新卒者を6月以上常用雇用した町内事業者	1人25万円	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
アピアランスケア助成	がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受けた方、または現に受けている方 令和6年4月1日以降に購入した補整具が対象となります。	助成対象経費の1/2（上限2万円） 1,000円未満切り捨て ①頭髪補整具（ウィッグ、毛付防止等）：1回 ②乳房補整具（補正パッド、補正下着、人口乳房等）：左右1回ずつ ③その他（補正用人工物）：1回	民生課 健康支援係

III-ii 地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
シルバー人材センター運営補助	阿南広域シルバー人材センター	運営費補助	民生課 福祉係
社会福祉協議会運営助成	阿南町社会福祉協議会	運営費助成	
介護職員実務者研修受講料	町内に所在する介護事業所等に勤務し、実務者研修の受講を希望する方	1人当たり受講料の8/10に相当する額と10万円のうち、いずれか低い額	
介護事業所等の遠距離通勤支援	遠距離通勤者（片道30キロメートル以上の方）に対し通勤手当及び通勤手当とは別に手当を支給している町内に所在する介護事業所等を運営する法人	①通勤手当の額と、片道通勤距離29キロメートルの通勤手当相当額の差額 ②通勤手当とは別に遠距離通勤に対する手当を支給した額	
生活環境改善	住民税非課税の75歳以上独居・高齢者世帯	町内取扱店で購入したエアコン購入費用の1/2（上限5万円）	
高齢者・障害者の住宅改良	①65歳以上の要介護認定者 ②65歳未満の身体障害者手帳所有者 ※世帯所得制限あり	浴室・トイレ・居室等の改修費の9/10（上限63万円）	
配食サービス	①65歳以上の独居、高齢者世帯で、食事の調理・調達が困難な方 ②町長が必要と認めた障がい者	事業所が提供する配食サービス費 1食350円（1日1食まで）	
介護保険居宅サービス利用料負担軽減	前年度の介護保険居宅サービス利用者のうち利用料が一定額を超えた方	前年度利用料の1/2をあなん福祉商品券にて助成（予算額の範囲内）	
腎不全療養者通院費	腎不全患者（人工透析患者）	通院費の1/2 ※自家用車の場合は、普通自動車 1L/10km 軽自動車 1L/15km	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	聴力レベルが、身体障害者手帳の交付対象外である18歳未満の方 ※専門医による診断が必要	国の定める基準額又は購入費用のいずれか低い額の2/3	民生課 福祉係
障害高齢者通院支援	70歳以上の障がい高齢者（認知症も含む）	福祉有償運送サービスの利用料 （上限1万円/年）	
シニアクラブ活動助成	町シニアクラブ連合会 単位シニアクラブ	連合会 473,000円 単位クラブ 50人以上 44,000円 50人未満 26,000円	
福祉医療	①乳幼児（0歳～小学校入学まで） ②児童（小学生～18歳） ③障がい者 ※要件あり ④母子家庭の母子等・父子家庭の父子等（18歳未満又は条件により20歳未満の児童を扶養している父母とその子） ⑤特定疾患治療者	1レセプト当たり300円を超える金額	

Ⅲ-iii 健康プラン

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
人間ドック受診費用	40歳～74歳の方	23,000円（1年に1回） ※社保の方は、健保からの補助がない場合に限る。 ※国保の方が阿南病院を受診した場合自己負担額は、11,693円	民生課 健康支援係
後期高齢者人間ドック受診費用	後期高齢者医療保険に加入の方	2万円（1年に1回）	
脳ドック費用	当該年度中に41・46・51・56・61・66・71歳になる方	受診費用の半額 補助対象医療機関は、阿南病院、瀬口脳神経外科病院	
歯科健診費用	当該年度に20・30・40・50・60・70歳になる方	個人負担はありません。	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
有害鳥獣駆除	猟友会各支部 ただし、スズメバチ駆除及び新規狩猟免許取得補助は町内に住所を有する方	①有害鳥獣等駆除補助定額（スズメバチは、女王蜂1匹当たり100円以内） ②捕獲檻購入補助 購入経費の4/10（上限10万円） ③新規狩猟免許取得補助 免許取得経費の1/2 ④有害鳥獣駆除従事者講習会補助 講習会受講経費	建設環境課 建設林務係
有害鳥獣等捕獲檻設置及び管理	（支援内容①及び②） 阿南町有害鳥獣駆除対策協議会（支援内容③） 町内に住所を有し、かつ、町内猟友会に入会し、有害鳥獣捕獲従事適格者に推薦されている方	①サル大型捕獲檻の購入・設置 国・県の補助を受けて実施したサル大型捕獲檻の購入・設置事業について、購入・設置に係る経費から国・県の補助金の額を控除した額 ②サル大型捕獲檻の管理 サル大型捕獲檻の管理に関する費用（一つの檻当たり年間4万円） ③捕獲檻購入補助事業（サル大型捕獲檻以外） 捕獲檻購入費に係る経費の4/10（購入費10万円を上限）	
みどりの少年団活動	阿南みどりの少年団	定額（毎年度）	
しいたけほだ木造成支援	町内で原木しいたけを生産する方	補助対象となるしいたけほだ木の本数：80本以上 しいたけほだ木1本当たり200円を乗じて得た額（上限20万円）	
荒廃竹林等整備促進事業あっせん	区、組、任意団体（以下「区等」という。）で、その区等が属する区長の承認を受けた区等	自走式木材粉碎機の無償利用をあっせんする。 対象竹林等は、道路・河川・公共施設・人家に隣接する竹林等とする。 対象竹林等の面積は、1アール以上	
松くい虫予防対策	町内に住所を有する方	森林以外（庭木・墓地など）にある松を対象として、松くい虫予防のため、樹幹注入剤購入費の50％以内	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
新規就農研修給付金	長野県及び全国農業会議所が実施する指定された研修を受ける方（５年以上農業に従事することが条件）	研修期間中月額 4 万円（最長 2 年間）	振興課 農政係
有害鳥獣防除柵等設置	5 アール以上の農地を有する方	事業費 3 万円以上の 5/10 以内（上限 50 万円）	
遊休荒廃農地活性化対策	遊休荒廃農地を取得又は 3 年以上利用権設定をした農業従事者又は団体	10アール当たり 3 万円以内	
畜産人工授精振興	畜産事業者で町税の滞納がない方	牛の人工授精 1 回当たり 5,000円（1 頭当たり 2 回まで）	
養鶏振興	町内に住所を有し、町内で養鶏業を営み、町税の滞納がない方	ニューカッスル病予防ワクチン投与又は購入に要する経費の1/2以内	
農業振興補助金	1 経営安定事業 ア：導入した乳牛、肉用繁殖牛、肉用肥育牛に係る運賃・輸送保険の費用補助 イ：野菜価格安定基金の掛金に要する経費 ウ：果樹共済掛金に要する経費 エ：収入保険加入掛金に要する経費 2 農業経営環境保全対策事業 農業用廃プラスチック適正処理に係る経費	1 ア：1 頭につき 5 万円以内 イ：掛金の1/3以内 ウ：掛金の2/10以内 エ：掛金の3/10以内（上限 5 万円） 2：処理費用の1/3以内	

IV-iii 林業

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
森林造成	森林経営計画を樹立し、認定を受けた事業体（森林組合等）	当該事業に要する経費の10／10以内の額。ただし、国及び県の補助を受けて実施する事業の場合は、事業費から交付を受けた国及び県の補助金の額を控除した額	建設環境課 建設林務係
林業機械導入	・町内に事務所を有する林業事業体 ・長野県が定める高性能林業機械導入推進補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に基づく補助金の交付を受け、高性能林業機械を導入する事業体	県要綱に基づく高性能林業機械の導入事業費に別に定める率を乗じた額	

IV 産業振興・雇用創出

IV- i 都市との交流

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
グリーンツーリズム推進	町内に住所を有し、町内において農業体験民宿事業を行う方	①簡易宿所営業許可に係る旅館業経営許可申請手数料補助 1 件当たり 20,000円 ②簡易宿所営業許可に係る旅館業経営承継承認申請手数料補助 1 件当たり 6,000円	振興課 商工観光係

IV- ii 農業

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
あなんの農産物を出荷して販売しよう事業	①基礎型 出荷販売促進事業 町内に住所と農地を有し、基幹農産物を出荷及び販売する方又は団体 ②拡大型 農業施設等整備事業 町内に住所と農地を有し、高収益農作物を導入し、出荷及び販売する方 ※①、②のいずれも専ら家庭で消費する農作物の生産者は除く。 ※②アは、長野県農業共済組合等の施設園芸に加入するか、加入ができない場合は本人負担で修繕を行うこと。 ※②の補助を受けた後、3 か年は収支報告書の提出が必要。	①大豆を町指定加工事業者へ出荷した場合 出荷量 1 kg 当たり 1 級 450円 2 級 400円 3 級 350円 格別 200円 ②農業施設等整備 ア：パイプハウス (50㎡以上) 事業費 10 万円以上の 5/10 以内（上限 100 万円） イ：冬期間の出荷作物の拡大や寒さ対策に必要な附帯設備費用 (50㎡以上) 事業費 10 万円以上の 5/10 以内（上限 50 万円）	振興課 農政係
農地流動化促進	農地を借り受けて町内で農業に従事する方	①町内に住所を有する方：10アール当たり 10,000円 ②町外に住所を有する方：10アール当たり 5,000円	
農業機械等導入	町内に住所を有し、新たに事業を行うために農業機械等を導入する認定新規農業者等又は認定農業者等	①農業用機械の導入 事業費 100 万円以上の 2/3 以内（上限 500 万円） ②農業用施設の新設及び改修 事業費 100 万円以上の 1/2 以内（上限 500 万円）	